資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

本則

目 次

附則 \bigcirc 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号) (附則第九条関係) …………………22

○ 資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)

金保全契約の相手方が法第十七条の規定による命令を受けたときは一金保全契約の相手方が法第十七条の規定による命令を受けたときはをその内容とするものでなければならない。	こ頁第二号をが育片一条第二頁こおいて司ごのです。 甘亥巻丁杲正十五条に規定する発行保証金保全契約をいう。以下この条、次条第第七条 前払式支払手段発行者が締結する発行保証金保全契約(法第(発行保証金保全契約の内容となるべき事項)	第二条 削除 附則 第三章の二~第七章 (略)	第一略	改正案
一 当該発行保証金保全契約の相手方が次に掲げる場合に該当するまのでなければならない。 は、次に掲げる事項をその内容と第十一条第二項において同じ。)は、次に掲げる事項をその内容と		第二条 法第二条第二項に規定する政令で定める取引は、百万円に相(資金移動業の対象となる取引)	第 (略)	現行

第九条 法第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により(発行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

(削る)

--証金を供託する旨を当該前払式支払手段発行者に約していること ためにそれぞれ次に規定する金融庁長官の命令に係る額の発行保 こととなったときは、当該相手方が当該前払式支払手段発行者の

本 当該発行保証金保全契約に係る法第十五条の規定による の日の翌日以後次の基準日(法第三条第二項に規定する基準日 の日の翌日以後次の基準日(法第三条第二項に規定する基準日 の用の翌日以後次の基準日(法第三条第二項に規定する基準日 をいう。以下この号及び第九条において同じ。)の翌日から二 の規定による届出があったときは、その届出の日)までの間に の規定による届出があったときは、その届出の日)までの間に の規定による届出があったときは、その届出の日)までの間に の規定による届出があったときは、その届出の日)までの間に

おの全部又は一部を解除することができないこと。 知の全部又は一部を解除することができないこと。 約の全部又は一部を解除することができないこと。 約の全部又は一部を解除することができないこと。 約の全部又は一部を解除することができないこと。

第九条 法第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により(発行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

取り戻すことができる。 、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金をする。)は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは供託した者又はその承継人(以下この条において「供託者」と総称じ。)を含む。以下この条及び第十一条第五項において同じ。)を規定する内閣府令で定める債券をいう。第十一条第八項において同発行保証金(法第十四条第三項の規定により供託した債券(同項に

- 要供託額をいう。)が当該基準日に係る法第二十三条第 をいう。 告書の提 いる発行保証金の額 いて同じ。)を下回る場合 直前の基準日における要供託額(法第十四条第一項に規定する 一内において、 産の 額をいう。 出 及び信託財産の額 の日の翌日における発行保証金等合計額 その下回る額に達するまでの額 の合計額をいう。 保全金額 供託されている発行保証金の額の範 (法第十六条第一項に規定する信託 (法第十五条に規定する保全金額 第四号及び次項第 (供託されて 一号にお 項 の報
- 高(同日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払であって、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残十一条において「権利」という。)の実行の手続が終了した場合ニ 法第三十一条第一項の権利(以下この号、次号、第三項及び第

次の基準日までに取り戻すことができる。 次の基準日までに取り戻すことができる。 、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金をはる。)は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときははる。)は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときははいる。)は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときはがの基準日までに取り戻すことができる。

た発行保証金の全額 | 基準日において基準日未使用残高(法第三条第二項に規定する

一 基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日に おける発行保証金の額(法第十四条第二項に規定する要供託額をいう。)を超えて おける発行保証金の額(法第十四条第二項に規定する発行保証金 いる場合 当該超えている金額

高(当該権利の実行の手続が終了した日においてなお存する法第であって、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残十一条において「権利」という。)の実行の手続が終了した場合三 法第三十一条第一項の権利(以下この号、次号、第三項及び第

該権利の実行の手続に要した費用の額を控除した残額が千万円以下であるとき 供託されている発行保証金の額から当いで定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号

2

数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるとこ手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払いてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高 (同日にお

利の実行の手続に要した費用の額を控除した残額利の実行の手続が終了した日における発行保証金の額から当該権をいう。次号において同じ。)が千万円以下であるとき 当該権をいう。次号において同じ。)が千万円以下であるとき 当該権をいう。次号において同じ。)が千万円以下であるとき 当該権をいう。次号において同じ。)が千万円以下であるとき 当該権をいう。次号において同じ。)が千万円以下であるとき 当該権をいう。次号において同じ。)が千万円以下であるとき 当該権をいう。次号において同じ。)が千万円以下であるとき 当該権

が終了した日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額該権利の実行の手続に要した費用の額及び当該権利の実行の手続該権利の実行の手続が終了した日における発行保証金の額から当手続が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 当種利の実行の手続が終了した場合であって、当該権利の実行の四

基準日までに取り戻すことができる。大の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、金の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、金一項の規定による払戻しの手続が終了した場合とし、供託者は、次一項の規定による払戻しの手続が終了した場合とし、供託者は、次

とができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額とび同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求するこの前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及の手続が終了した日においてなお存する法第三条第一項第一号当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高(当該払戻

である場合 供託されている発行保証金の全額 ろにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下

二分の一の額を控除した残額に達するまでの額 同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の超える場合 供託されている発行保証金の額の範囲内において、二 当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高が千万円を

3 (略

(基準日に係る特例)

第九条の三 準 同条第二項に規定する特例基準日をいう。)の翌日から次の通常基 項第一号中 規定する特例基準日である場合には、 む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間) る法第十四条及び第二十三条の規定の適用については、法第十四条 項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日 白 一項中「基準日における」とあるのは「基準日(第二十九条の二) 項の届出書を提出した日の翌日の直前の基準日が同条第二項に 以下この項において同じ。)における」と、 (同条第二項に規定する通常基準日をいう。)までの期間である場合にあっては、 法第二十九条の二第一項の規定の適用がある場合におけ 「基準期間」とあるのは 「基準期間 当該特例基準日を除いた基準 当該通常基準日を含 」とする。 (第二十九条の二第 法第二十三条第 以下この号におい

した日における発行保証金の全額いて同じ。)が千万円以下であるとき、当該払戻しの手続が終了して内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号にお

分の一の額を控除した残額 の額から当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高の二の額から当該払戻しの手続が終了した日における発行保証金

(略)

3

(基準日に係る特例)

第九条の三 号中 び当該基準期間の直前の基準期間)」とする。 での期間である場合にあっては、 規定する特例基準日をいう。)の翌日から次の通常基準日 届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日 る特例基準日である場合には、 第一項の届出書を提出した日の直前の基準日が同条第二項に規定す 第二項中「基準日における」とあるのは「基準日 る法第十四条及び第二十三条の規定の適用については、法第十四 下この項において同じ。)における」と、 一項に規定する通常基準日をいう。 「基準期間」とあるのは 法第二十九条の二第一項の規定の適用がある場合にお 「基準期間 当該特例基準日を除いた基準日。 当該通常基準日を含む基準期間 以下この号におい (第二十九条の二第 法第二十三条第一項第 (第二十九条の一 (同条第二項に て同じ。 (同条第 項 ま 以 \mathcal{O}

2 (略)

2

略

(発行保証金に係る権利の実行の手続)

第十一条 (略)

四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。 は、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び当該前払式支払手段発行者が発行保証金保全契約又は法第十二条第一項に規定する発行保証金信託契約を締結している場合にあ、「大条第一項に規定する発行保証金信託契約を締結している場合にあ、「大会の旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」と、という。)及び当該前払式支払手段を発行した前払式支払手段発」の項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。 は、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」と、という。)と通知しなければならない。 は、その旨を対している。

3~9 (略)

(第二種資金移動業及び第三種資金移動業における資金移動の上限

額)

第十二条の二 法第三十六条の二第二項に規定する少額として政令で (新設)

2 法第三十六条の二第三項に規定する特に少額として政令で定める定める額は、百万円に相当する額とする。

額は、五万円に相当する額とする。

(最低要履行保証額)

に規定する資金移動業の種別をいう。以下この章において同じ。)、次の各号に掲げる資金移動業の種別(法第三十八条第一項第七号第十四条 法第四十三条第二項ただし書に規定する政令で定める額は

(発行保証金に係る権利の実行の手続)

第十一条 (略)

3~9 (略

(最低要履行保証額)

とする。
第十四条 法第四十三条第二項に規定する政令で定める額は、千万円

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) 一金移動業の種別を除く。)の数で除して得た額(その額に一万円円をその資金移動業者が営む資金移動業の種別(同号に掲げる資金移動業の種別以外の資金移動業の種別 千万

号において同じ。 項に規定する預貯金等管理割合をいう。 む第三種資金移動業の預貯金等管理割合 資金移動業をいう。 七条の三第二 第三種資金移動業 一項第一 一号において同じ。 が百分の百である場合に限る。) 以下この号、 (法第三十六条の二第三項に規定する第三種 第十七条第一項第一号及び第十 第十七条の三第二項第 (法第四十五条の二第 (その資金移動業者が営 零円

(履行保証金保全契約の内容となるべき事項)

内容とするものでなければならない。

「同じ。」は、次に掲げる事項その他内閣府令で定める事項をそのをいう。以下この条、次条第二項第二号及び第十九条第二項においをいう。以下この条、次条第二項第二号及び第十九条第二項においる。

| 当該履行保証金保全契約の対象とする資金移動業の種別

(履行保証金保全契約の内容となるべき事項)

らない。 で同じ。) は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければな履行保証金保全契約をいう。以下この条及び第十九条第二項におい履動業者が締結する履行保証金保全契約(法第四十四条に規定する第十五条 法第四十三条第一項の履行保証金につき供託をすべき資金

託する旨を当該資金移動業者に約していること。こととなったときは、当該相手方が当該資金移動業者のためにそこととなったときは、当該相手方が当該資金移動業者のためにそり 当該履行保証金保全契約の相手方が次に掲げる場合に該当する

当該履行保証金保全契約に係る法第四十四条の届出の日の翌

命令を受けたときは、当該資金移動業者のために当該命令に係る二 当該履行保証金保全契約の相手方が法第四十六条の規定による

_|

約の全部又は一部を解除することができないこと。

金融庁長官の承認を受けた場合を除き、

当該履行保証金保全契

額の履行保証金が遅滞なく供託されるものであること。

(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき

第十六条 (略)

要件等

- | 2 | 法第四十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする

保険業法第百三十条に規定する基準を勘案して内閣府令で定め

高令を受けた場合 日以後次の基準日(法第四十六条の規定による金融庁長官の 金保全契約の相手方が法第四十六条の規定による金融庁長官の 金保全契約の相手方が法第四十二条第一項に規定する基準日をい 日以後次の基準日(法第四十三条第一項に規定する基準日をい

(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき

要件等)

第十六条 (略)

能力の充実の状況にある旨の区分に該当する保険会社その他の内閣に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な保険金等の支払2 法第四十四条に規定する政令で定める者は、保険業法第百三十条

する保険会社その他の内閣府令で定める者る健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分に該当

、当該履行保証金保全契約に係る事業につき同法第三十五条の九二 割賦販売法第三十五条の四第一項に規定する指定を受けた者で

ただし書の承認を受けた者

(履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

号に定める額の履行保証金を取り戻すことができる。 一次第八項において同じ。)を供託した者又はその承継人(第三項及び第四項において同じ。)を供託した者又はその承継人(第三項及び第四項において同じ。)を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。)を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。)を含む。以下この条及び第十九条第五次。第十十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により一の種別 は

規定する第二種資金移動業をいう。 の資金移動業に係る履行保証金等合計額 に規定する要供託額をいう。 この号において同じ。 っては法第四十三条第 にあっては各営業日をいい (法第三十六条の 当該種別の資金移動業に係る直前の算定日 第)における要供託額 項第一 項に規定する第一 が、 一号に規定する基準日をいう。 第二種資金移動業 当該算定日における当該種 及び第三種資金移動業にあ (供託されている履行保 種資金移動業をいう。 (法第四十七条第 (第 (同条第二項に 種資金移動業 以下

府令で定める者とする。

(履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証までに取り戻すことができる。

る額に達するまでの額 との直前の基準日における要供託額(法第四十四条に規定する保全金額をいう。)が、その直前の基準日における履行保証金の額と お類をいう。)が、その直前の基準日における履行保証金の額と お 選挙日における要供託額(法第四十三条第一項に規定する要供

- 当該種別の資金移動業の一部について権利の実行の手続が終了した場合 当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額(同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日でおける同項に規定する要とである当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要を当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要を当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要を当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要を当該種別の資金移動業の一部について権利の実行の手続が終了とおける同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するといる。

実行の手続に要した費用を控除した残額 実行の手続が終了した場合 供託した履行保証金の額から権利のの号、次号、第三項及び第十九条において「権利」という。)の一 資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利(以下こ

同じ。)を控除した残額 一部について権利の実行の手続が終了した場合 一門十三条第二項に規定する未達債務の額をいう。第五号において 世託した履行保証金の額から権利の実行の手続に要した費用及び 一部について権利の実行の手続が終了した場合

図 資金移動業の全部を廃止しようとする場合であって、次項に定

資金移動業の一部を廃止しようとする場合であって、次項に定

Ŧī.

(削る)

(削る)

(新設)	第十七条の二 法第五十一条の三に規定する政令で定める額は、五万
	(第三種資金移動業に関し負担する債務の上限額)
	ができない。
ことができない。	かわらず、当該種別の資金移動業に係る履行保証金を取り戻すこと
いる間は、第一項の規定にかかわらず、当該履行保証金を取り戻す	権利の実行の手続が行われている間は、第一項及び前項の規定にか
3 供託者は、その履行保証金について権利の実行の手続が行われて	4 供託者は、その一の種別の資金移動業に係る履行保証金について
	するまでの額
	業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達
	る要履行保証額(同日が営業日でない場合にあっては、直前の営
	おける当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定す
	ける当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日に
	内において、前項各号のいずれかに該当することとなった日にお
	該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額の範囲
	二 その一の種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合 当
	該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の全額
	一 その一の種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合 当
	り戻すことができる。
	金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を取
(新設)	3 前項の場合において、供託者は、次の各号に掲げる場合に応じ、
2 (略)	2 (略)
することとなった日における未達債務の額を控除した残額	
めるとき 供託した履行保証金の額から同項に定める場合に該当	

円に相当する額とする。

(履行保証金の供託等に係る特例)

第十七条の三 次の表のとおりとする。 法第五十八条の二第一項の規定による技術的読替えは

読み替える法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

(新設)

例	(法第五十八条の二第一項に規定する特例	業(法第五十八条の二)	特例対象資金移動業
	定める額とする。	分に応じ、当該各号に	げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
掲	る額は、次の各号に	に規定する政令で定め	十三条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲
四	替えて適用する法第	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四	2 法第五十八条の二第
	前項	前項各号	第四十三条第二項
	四十八条四十八条の項及び第	第四十八条	第四十三条第一項

動業者 対象資金移動業をいう。 前号に掲げる者以外の資金移動業者 千万円 次号において同じ。)のみを営む資金移 (特例対象資金移動業以外

が営む第三種資金移動業の預貯金等管理割合が百分の百である場 合に限る。)である者に限る。) に営む資金移動業の種別が第三種資金移動業(当該資金移動業者 千万円

3 第十五条 三 第十七条第一項 条から第十七条まで及び第十九条の規定の適用については、次の表 第十六条 の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 下欄に掲げる字句とする。 法第五十八条の二第一項の規定の適用がある場合における第十五 前二号に掲げる者以外の資金移動業者 第四十四条 る その営む資金移動業 により一の種別の資 第四十三条第一項又 第四十四条 の種別ごとに締結す は第四十六条の規定 六百六十六万円 締結する |読み替えて適用す 第五十八条の二第 る法第四十四条 読み替えて適用す 第五十八条の二第 る法第四十四条 読み替えて適用す 第五十八条の二第 項の規定により 項の規定により 項の規定により それぞれ同表の

により読み替えて		
同条第一項の規定	法第四十七条第一号	
	基準日	
	項第二号に規定する	
	は法第四十三条第一	
	資金移動業にあって	
	いう。)及び第三種	
	第二種資金移動業を	
	条第二項に規定する	
	二種資金移動業(同	
	各営業日をいい、第	
	いう。)にあっては	
	第一種資金移動業を	
	二第一項に規定する	
定する基準日等	業(法第三十六条の	
第五項第二号に規	日(第一種資金移動	
法第五十八条の二	業に係る直前の算定	
直前の基準日等(当該種別の資金移動	第十七条第一項第一号
六条の規定により		
一項又は法第四十		
る法第四十三条第	金移動業に係る	

第十七条第一項第二号					
業の当該種別の資金移動	当該種別の資金移動	法第四十五条第一項	法第四十四条	係る 算定日における当該	
の二第一項に規定 業(法第五十八条 特例対象資金移動	供託されている	同項の規定により 高法第四十五条第 の法第四十五条第	記み替えて適用する法第四十四条 記の規定により	基準日等における	世条第一号 世界 一号 一番 第一号 一番 第一号 一番 第一号

		第十七条第一項第三号			
業に係る履行保証金当該種別の資金移動	当該種別の資金移動	業の当該種別の資金移動	当該種別の資金移動	法第五十九条第一項	
額 履行保証金等合計	供託されている	業の特例対象資金移動	供託されている	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	を

	第十七条第三項第一号		
当該種別の資金移動	移動業をの一の種別の資金	<u>を</u>	等合計額署に係る法
供託されている	業 特例対象資金移動	第二項各号に掲げ 第二項各号に掲げ を登金移動業者の 区分に応じ、当該 下である場合にあ 下である場合にあ	

				第十七条第三項第二号
を 控 除 し た	当該種別の資金移動	等合計額 等合計額 等合計額 等合計額	当該種別の資金移動	移動業をの一の種別の資金
の総額 (当該総額 「項各号に掲げる で金移動業者の区 分に応じ、当該各	ま第五十八条の二 り読み替えて適用 り読み替えて適用	額 履行保証金等合計	供託されている	業 特例対象資金移動

					_
第十九条第五項	第十九条第二項	第十九条第一項		第十七条第四項	
の資金移動業に係る種別履行保証金(第一項	第四十五条第一項に 規定する履行保証金 前項の申立てに係る 前項の申立てに係る	移動業に係る営む一の種別の資金	業に係る当該種別の資金移動	業に係る履行保証金一の種別の資金移動	
履行保証金	第五十八条の二第一項に規定する履一項に規定する履用する法第四十五条第一項に規定する履	行 う	当該	履行保証金	である場合にあっ である場合にあっ

ものに限る。)

(履行保証金に係る権利の実行の手続)

の契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなけは、その旨を前項の申立てに係る種別の資金移動業者及びこれら金保全契約又は法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約(いずれも前項の申立てをした者(以下この条において「申立人とを)を締庁長官は、法第五十九条第二項の規定による公示をしたとき

3 · 4 (略)

ればならない。

なく、配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該資金移動業者に立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。) について、遅滞九条第二項の期間の末日までに供託された履行保証金 (第一項の申1) 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、法第五十

、履行保証金に係る権利の実行の手続、

第十九条 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係第十九条 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合としたもの及び為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合とした。) に関し、金融庁長官に対して、その権利の実行の手続が終了したもの及び為替取引に関し負担する債務に係第十九条 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係

において同じ。)に通知しなければならない。 は、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人は、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人2 金融庁長官は、法第五十九条第二項の規定による公示をしたとき

3 • 4 (略)

略)

正 案

現

行

第

改

平成十三年法律第五十号)、 第七十三号)、 宅融資保険法 利等の取締りに関する法律 法 財産形成促進法 十年法律第三十三号)、 百 法 める法令は、 三十七条の四 一十五年法律第七十三号)、船主相互保険組合法 関する法律 償保障法 「四十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、 第百七十七号)、 、保険契約者保護機構が保険業を行う場合の 税理士法 一十二年法律第百三十五号)、 (昭和三十年法律第九十七号) 、 (昭和二十七年法律第二十八号)、 (昭和) (昭和二十六年法律第二百三十七号)、漁船損害等補償 (昭和五十年法律第九十五号) の五 臨時金利調整法 一十三年法律第百八十六号)、 (昭和三十年法律第六十三号)、 (昭和二十三年法律第百九十三号) 、相続税法 印紙税法 (昭和四十六年法律第九十二号) 地方税法 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定 地震保険に関する法律 (昭和四十) (昭和) 犯罪による収益の移転防止に関する法 (昭和) (昭和二十二年法律第百八十一号)、 国民年金法 一十九年法律第百九十五号)、住 準備預金制度に関する法律 一十五年法律第二百二十六号) 一年法律第二 出資の受入れ、 確定給付企業年金法 損害保険料率算出団体 他の法令の適用関係 (昭和三十四年法律第 自動車損害賠償保障 (昭和四十一年法律 一十三号)、 所得税法 (昭和二十五年法 船舶油濁等損害 預り金及び金 (昭和四 勤労者 昭 韶 和

法

消防法 宅融資保険法 財産形成促進法 第七十三号)、 利等の取締りに関する法律 律第百七十七号)、 二十五年法律第七十三号)、 に関する法律 十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律 和三十二年法律第百三十五号)、 める法令は、 百四十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、 三十七条の四の五 (保険契約者保護機構が保険業を行う場合の 償保障法 税理士法 (昭和三十年法律第九十七号)、 (昭和二十七年法律第二十八号)、 (昭和) (昭和二十六年法律第二百三十七号)、 (昭和五十年法律第九十五号)、 臨時金利調整法 (昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障 一十三年法律第百八十六号)、 (昭和二十三年法律第百九十三号)、 印紙税法 (昭和四十六年法律第九十二号) 地方税法 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定 (昭和四十) (昭和二十九年法律第百九十五号)、 船主相互保険組合法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) (昭和二十二年法律第百八十一号)、 国民年金法 準備預金制度に関する法律 一年法律第二 出資の受入れ、 確定給付企業年金法 損害保険料率算出団体 他の法令の (昭和三十四年法律第 (昭和四十 一十三号)、 所得税法 (昭和二十五年法 漁船損害等補償 相続税法 船舶油濁等損害 預り金及び金 適用 一年法律 (昭和四 勤労者 関係 昭 (昭 住

法

平成十三年法律第五十号)、

犯罪による収益の移転防止に関する法

賠

国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関 算及び会計令 業法施行令、 律施行令、 政令第二十五号)、 等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令 する政令(昭和五十二年政令第百九十九号)、 有者等の責任の制限に関する法律施行令、 政令第百九十五号)、 年政令第百六十四号)、 金融商品取引法施行令、 令第九十六号)、 和三十六年政令第三百四十一号)、 める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、 年政令第百五十号)、 第三百四十三号)、貿易保険法施行令、 和二十五年政令第三百五十号)、 韶 年政令第六十八号)、 和二十五年政令第七十一号)、 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、 一百八十六号)、 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令 及び株式会社国際協力銀行法施行令 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、 資金決済に関する法律施行令 (昭和二十二年勅令第百六十五号)、 法人税法施行令 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関 船舶油濁等損害賠償保障法施行令、 自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定 自動車損害賠償保障法施行令 地震保険に関する法律施行令 印紙税法施行令 公認会計士法施行令 漁船損害等補償法施行令 (昭和四十年政令第九十七号) 所得税法施行令 中小企業信用保険法施行令 関税法施行令 (昭和四十二年政令第百八 国家公務員共済組合及び (平成 (平成二十二年政令第十 割賦販売法施行令 地方公務員共済組合 (昭和二十七年政令 二十三年政令第二 相続税法施行令 (昭和五十三年 (昭和四十年政 (昭和三十年政 (昭和四十四年 (昭和四十一 (昭和二十九 船舶の所 (昭和二 予算決 する法 信託 (昭 (昭

九号) 号)、 律施行令、 等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令 する政令(昭和五十二年政令第百九十九号)、 年政令第百六十四号)、 令第九十六号)、 和三十六年政令第三百四十一号)、 める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、 令第二百八十六号)、 年政令第百五十号)、 算及び会計令 律、 業法施行令、 政令第二十五号)、 国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関 有者等の責任の制限に関する法律施行令、 政令第百九十五号)、 金融商品取引法施行令、 第三百四十三号)、貿易保険法施行令、 和二十五年政令第三百五十号)、 十七年政令第六十八号)、 (昭和二十五年政令第七十一号)、 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、 及び株式会社国際協力銀行法施行令 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、 資金決済に関する法律施行令 (昭和二十二年勅令第百六十五号)、 法人税法施行令 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関 船舶油濁等損害賠償保障法施行令、 自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定 自動車損害賠償保障法施行令 印紙税法施行令(昭和四十二年政令第百 地震保険に関する法律施行令 公認会計士法施行令 漁船損害等補償法施行令 (昭和四十年政令第九十七号)、 所得税法施行令 中小企業信用保険法施行令 関税法施行令 国家公務員共済組合及び (平成 (平成二十二年政令第十 割賦販売法施行令 地方公務員共済組 (昭和二十七年政令 二十三年政令第二 相続税法施行令 昭 (昭和五十三年 (昭和四十年政 (昭和三十年政 (昭和四十 (昭和二十九 和四 船舶 昭 予算決 する法 信託 和 0 所 年

号、 保護機構を保険会社とみなし、 限に関する法律施行令第六号、 取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。 自 税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、 償保障法第十四条第二項、 れ 第 施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二 法律施行令第五条、 子補給臨時措置法施行令第 条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、 令第八十四条、 金額を定める政令第一条、 法施行令第二十四条、 算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、 百二十一号) .関する法律施行令第二条、 国際協力銀行法施行令第 動車損害賠償保障法施行令、 中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、 項第一号ハ、 相続税法第五十九条第 預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、 一条第三号、 とし、 金融商品取引法施行令第一条の九第二号 漁船損害等補償法第百十二条第七項、 所得税法第百七十四条第八号、 信託業法施行令第十条、 臨時金利調整法第一条第一項、 公認会計士法施行令第二条第一項第二号、 第四十二条第二項及び第五十条第二項 割賦販売法施行令第七条、 一条の規定の適用については保険契約者 一項第一号及び第二項、 一条第三号、 金融機関の信託業務の兼営等に関する 自動車損害賠償保障事業賦課金等の 損害保険料率算出 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化 船舶の所有者等の責任の制 一項第一号並びに株式会 資金決済に関する法律 外航船舶建造融資利 船舶油濁等損害賠 団体に関する法律 漁船損害等補償 税理士法第五条 消防法第三十三)及び第十五 法人税法施行 住宅融資保険 出資の受入 (金融商品 関 予

号、 れ、 第 条、 構を保険会社とみなし、 法律施行令第五条、 限に関する法律施行令第六号、 条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、 取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。)及び第十五 自動車損害賠償保障法施行令、 税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項 法施行令第二十四条、 算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第1 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、 協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機 施行令第八条第二項第 子補給臨時措置法施行令第 令第八十四条、 金額を定める政令第一条、 償保障法第十四条第二項、 法第二条第三号、 百二十一号)とし、 に関する法律施行令第二条、 中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、 項第一号ハ、漁船損害等補償法第百十二条第七項、 相続税法第五十九条第 預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、 金融商品取引法施行令第一条の九第一 所得税法第百七十四条第八号、 臨時金利調整法第一条第一 信託業法施行令第十条、 公認会計士法施行令第二条第一 一号及び第十六条第二項並びに株式会社 損害保険料率算出団体に関する法律第 第四十二条第二項及び第五十条第二項 割賦販売法施行令第七条、 一条第三号、 一 項 第 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する 自動車損害賠償保障事業賦課金等の ゴルフ場等に係る会員契約の適正 号及び第二項、 船舶の所有者等の責任 資金決済に関する法 項、 外航船舶建造融資利 船舶油濁等損害賠 漁船損害等補 消防法第三十三 税理士法第五 号 法人税法施 項第二号、 住宅融資保険 出資の受入 (金融商 の制 国 閣 予

に附則 員等の 四十五条の三第三号、 条の二及び第十二条、 項第四号、 賠償に関する法律第八条、 地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の 団体に関する法律第一 命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、 業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務 合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事 六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、 法施行令第三十条第一号、 及び第九十三条、 三十七条の十五第六項 法律第二条第一項第七号、 一百二十五条の十、 一項第一号、 一条第二項、 一百十四条の二第一)財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生 項第五号及び第七項 第十六条第一項、 第七条並びに第十条第 印紙税法別表第三、 第百六十一条第 第 地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに 相続税法施行令第一条の二第一項第一号、 一百九条第一項、 第二百八十条第一 二条第一項第四号、 第百四十五条の九、第百七十七条第三号並び 確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項 項第五号及び第七項、 第十七条及び第十八条、 所得税法第七十六条第五項第一号及び第六 第七十六条第二項第一号、第百八十三条 国民年金法第百二十八条第五項及び第百 所得税法第九条第 一項第十四号並びに第二百二十五条第一 自 勤労者財産形成促進法第六条、 動車損害賠償保障法、 項、 第二百二十五条の三第三号、 項第三号、 船主相互保険組合法第八条、 第三条第一項及び第二項 準備預金制度に関する 一項第十七号、 法人税法施行令第百 損害保険料率算出 国家公務員共済組 第二百九十八条第 原子力損害の 第七十 所得税 第六 第

号、 号、 二条第一項第七号、 関する法律第八条、 項第五号及び第七項 法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の二第 関する法律第二条第一 契約者保護機構を生命保険会社とみなし、 財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険 する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の 国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関 第十六条第一項、 条の三第三号、 令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、 九十三条、 条の十五第六項、 第一号、 及び第十二条、 十四条の二第一項第五号及び第七項、 十五条の十、 号及び第三百二十六条第二項第一号、 第七条並びに第十条第 項、 印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の一 第百六十一条第一 第二百九条第一項、 地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百 相続税法施行令第一条の二 第二百八十条第一項第三号、 確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第 第百四十五条の九、 第十七条及び第十八条、 所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四 国民年金法第百二十八条第五項及び第百三十七 所得税法第九条第一 項第四号、 自動車損害賠償保障法、 項第十四号並びに第二百二十五条第一項 項、 第二百二十五条の三第三号、 船主相互保険組合法第八条、 第三条第一項及び第二項、 第百七十七条第三号並びに附 一第一項第一号、 準備預金制度に関する法律第 項第十七号、 法人税法施行令第百四十五 損害保険料率算出団体に 国家公務員共済組合及び 第二百九十八条第六項第 第百八十三条第三項 原子力損害の賠償に 第七十六条第 所得税法施 第二百] 第六条 地 第四 方税

関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等 び 5 5 保険に関する法律施行令第三条、 険契約者保護機構を損害保険会社とみなす 第三条第一項 五条の三第三号、 第 八十条第一項第三号、 法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、 第十四号及び第二百二十五条第一 六条第六項第四号、 財 国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に 同 同条第一項第三号に係る部分に限る。)及び第三項 印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、 項、 一条第九号、 一項及び第三百二十六条第二項第 条第 産形成事業に関する政令第四条の規定の 第二百二十五条の三第三号、 項第三号に係る部分に限る。 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 (第三号に係る部分に限る。 相続税法施行令第 第百四十五条の九及び第百七十七条第三号、 第七十七条第二項第一号、 第二百九十八条第六項第二号、 項第五号、 船舶油濁等損害賠償保障法施行令 条の二第二項第一号、 号、 第二百二十五条の十、 `` 法人税法施行令第百四十 適用については損害保 国家公務員共済組合及 地震保険に関する法律 第二項 第百六十一条第一項 第六条の二及 第百八十四条 第三百二十条 (第 (第一号のう 貿易保険 一号のう 第二百 地震

第一 第一 第一 第一 形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約 政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産 関する法律施行令第三条、 及び第三百二十六条第二項第 税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、 号及び第二百二十五条第 者保護機構を損害保険会社とみなす。 公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する 令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、 第九号、 六項第四号、 条、 一第三号、 第二百二十五条の三第三号、 項第三号に係る部分に限る。 項第三号に係る部分に限る。 項(第三号に係る部分に限る。 項第三号、 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条 相続税法施行令第 第百四十五条の九及び第百七十七条第三号、 第七十七条第二項第一 第二百九十八条第六項第二号、 一項第五号、 船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条 一条の一 一号、 第二百二十五条の十、第二百八十条 号、 第 及び第三項 法人税法施行令第百四十五条の 国家公務員共済組合及び 地震保険に関する法律、 第二項 一項第一号、 第百六十一条第一 第百八十四条第二項 第六条の二及び第十 第三百二十条第一 (第一号のうち同条 (第一号のうち同 貿易保険法施 地震保険に 項第十四 国家 印紙 垣

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、 金融サー ビスの利用者 の利便 の 向 上及び保護を図るための金融 商 品 \mathcal{O} 販売等に関する

法律等 の 一 部を改正する法 律 (以 下 「改正法」 という。 附則第一 条第二号に掲げる 規定の 施 行 \mathcal{O} 日

和三年五月一日)から施行する。ただし、 附則第四条から第七条までの規定は、 公布の日から施行する。

(発行保証金の取戻しに関する経過措置)

第二条 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にこの政令による改正前 の資金決済に関する法

律施 行令第九条第一 項 (第三号又は第四号に係 る部分に限る。 の承認を受けている者が行う同項に規定

する発行保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

(履行保証金の供託に関する経過措置)

みなし登録第二種業者 (改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいい、 改正法

附則第十二条第三項に規定する信託契約みなし登録第二種業者を除く。)が、 改正法附則第 一条第二号に

掲げ る規定の施行の日 (以 下 「第二号施行日」という。)から第二号施行日の直前 の改正法第十四 一条の規

合には、 この条にお 二種業者が営む資金移動業の種別 る場合における旧資金決済法第四十三条第二項に規定する政令で定める額は、千万円を当該みなし登録第 正 定による改正前の資金決済に関する法律(以下この条において「旧資金決済法」という。)第四十三条第 の二第一項に規定する預貯金等管理割合が百分の百である場合に限る。)を除く。)の数で除して得た額 1 一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間に改正法第十四条の規定による改 後 の資金決済に関する法律 第三種資金移動業 当該みなし登録第二種業者に係る改正法附則第九条の規定によりなお従前 いて同じ。)(当該みなし登録第二種業者が営む第三種資金移 (新資金決済法第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業をいう。 (以 下 (新資金決済法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業 「新資金決済法」という。)第四十一条第一項の変更登録を受けた場 動業の新資 の例によることとされ 金決済法第四 の種 1十五条 別を 以下

(その額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) とする。

(第二号施行日前における登録申請書の提出)

第四 号施行目前においても、 条 第二号施行 日以後に、 新資金決済法第三十八条の規定の例により、 新資金決済法第二条第二項に規定する資金移動業を営もうとする者は、 同条第一項の登録申請書を提出する 第二

ことができる。この場合において、 当該登録申請書は、 第二号施行日において同項の規定により提出され

たものとみなす。

(第二号施行日前における業務実施計画の認可の申請

第五条 新資金決済法第四十条の二第一 項の認可を受けようとする者は、 第二号施行目前においても、

同項

の規定の例により、その申請を行うことができる。

の共気の何り。コーンの目記で行うこうのできる

(第二号施行日前における改正法附則第七条第二項の書類の提出)

第六条 この政令の公布の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者は、 第二号施行日

前に お いても、 改正 法附則第七条第二項の規定の例により、 同 項 の書 類の提出をすることができる。

場合において、 当該 書類は、 第二号施行日にお いて同項の規定により提出されたものとみなす。

(第二号施行日前における変更登録の申請)

第七条 前条の規定により改正法附則第七条第二項の書類を提出した者であって、 新資金決済法第四十一条

第一 項の変更登録を受けようとするものは、 第二号施行日前においても、 同条第二項において準用する新

資金決済法第三十八条の規定の例により、 その申請を行うことができる。

(権限の委任)

第八条 改正法附則第十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限は、 みなし登録第二種業者(

改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。) の本店 (資金決済に関する法律第二

条第四項に規定する外国資金移動業者である資金移動業者にあっては、 国内における主たる営業所) の所

在地を管轄する財務局長 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 福岡財務支局

長)に委任するものとする。